

令和5年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業 (本庄市地域住民活動支援) 業務委託企画提案募集要領

1 募集内容

(1) 委託事業名

「令和5年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業（本庄市地域住民活動支援）」

(2) 業務委託内容

別添「令和5年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業（本庄市地域住民活動支援）業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）まで
（令和5年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業（本庄市地域住民活動支援）は2か年事業であり、今年度は1年目となる。）

(4) 委託費の限度額

1,998,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※留意事項

本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税を含む）であり、消費税を10%とした場合の金額とする。

2 参加資格

次の要件を全て満たしている法人とする。

(1) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者

イ 会社更生法（平成14年法律第154条）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者

エ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けている者

オ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者

(2) 随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、協議等が可能な者であること。

3 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 4月 7日（金） |
| (2) 質問受付期間 | 4月 7日（金）～4月13日（木） |
| (3) 質問に対する回答 | 4月19日（水）12時 |
| (4) 企画提案参加申込書提出期限 | 4月25日（火）17時 |

- | | |
|-------------------|------------------|
| (5) 企画提案書の提出期限 | 5月11日(木) 17時 |
| (6) 企画提案競技審査委員会実施 | 5月22日(月) |
| (7) 審査結果の通知 | 5月下旬(予定) |
| (8) 委託契約の締結 | 6月上旬(予定) |
| (9) 事業実施 | 6月上旬～令和6年3月8日(金) |

4 質疑・応答

- (1) 受付期間
令和5年4月7日(金)～4月13日(木)まで
- (2) 質問方法
質問事項は、「企画提案募集要領の内容等に関する質問書(様式3)」に記載の上、E-mailにて埼玉県農林部農業ビジネス支援課農地活用担当あて送付すること。
- (3) 回答日時
令和5年4月19日(水) 12時
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、埼玉県農林部農業ビジネス支援課ホームページに掲載する。なお、質問がなかった場合は掲載しない。

5 企画提案参加申込書の提出

- (1) 提出期限
令和5年4月25日(火) 17時
- (2) 提出方法
「企画提案参加申込書(様式1)」を「12 問い合わせ及び書類の提出先」まで、電子メールで提出すること(必着)。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案提出書(様式2)
 - イ 企画提案書(様式任意、A4)
企画提案する内容のほか、以下3点について記載すること。
 - ・調査スケジュール
 - ・調査実施体制及び調査員のプロフィール
 - ・過去5年以内の類似調査業務実績(公開可能な調査報告書があれば添付)
 - ウ 法人概要調書(様式3)
 - エ 見積書(様式任意)
※算出根拠を明示すること。消費税は10%として金額を見積ること。
- (2) 提出方法、提出先
電子メールにて、埼玉県農林部農業ビジネス支援課 農地活用担当(「12 問い合わせ及び書類の提出先」)に提出すること。なお、大容量のデータ送付となる場合は、県から専用の受け取り便を送るので、申し出ること。
- (3) 提出期限
令和5年5月11日(木) 17時
- (4) 応募書類の取扱い
提出された書類は、返却しない。

(5) その他

- ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。
- イ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効する。契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除する。
- ウ 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、埼玉県農業ビジネス支援課に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書（様式任意）に記載の上、提出すること。
- エ 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案は不可。
- オ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することは不可。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- カ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

7 委託候補者の選定方法

企画提案競技審査委員会において提案内容を総合的に審査し、1者を委託候補者として選定する。

なお、応募者多数の場合は、事前に企画提案書に基づく書類審査を実施し、プレゼンテーションの参加者を3者程度に選定する場合がある。

また、企画提案書を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書を提出した者を委託先候補者として選定する。

8 企画提案競技審査委員会の開催

(1) 日時 令和5年5月22日（月）午後

※詳細は、プレゼンテーション参加者に別途通知する。

(2) 場所

埼玉県庁周辺会議室

(3) 内容

「5 企画提案書等の提出」の書類に基づく提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答

企画提案書に記載した内容と異なる新たな提案は行わないこと。

ペーパーレスで実施するため、プレゼン資料をパソコンに保存して持参すること。

プロジェクターについては、当方で用意をする。

なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

(4) プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーションは、1者当たり20分以内

質疑は、1者当たり10分以内

(5) 出席者

1者につき3名以内

主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。

正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効となる。

9 契約の相手方の決定方法

業務内容に関する細目事項等について、委託候補者と県の間で協議の上、提案内容に応じて決定し、委託契約を締結する。

選定後であっても、委託候補者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがある。

なお、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

また、委託候補者と協議が整わない場合、契約締結までの間に委託候補者に事故ある場合等は、委託候補者との契約を行わず、次順位の者と協議を行うものとする。

10 審査結果の通知

令和5年5月下旬に選考結果を応募者宛て通知するとともに、委託候補者の名称を埼玉県農業ビジネス支援課ホームページで公表する。

11 契約方法

委託候補者と事業内容等の詳細について協議し、契約内容が合意に至った場合は、随意契約により契約を締結する。

12 問い合わせ及び書類の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 農地活用担当

電話：048-830-4093

メール：a4105-08@pref.saitama.lg.jp